

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府門真市四宮四丁目2番41号

氏名 大阪紙業株式会社

代表取締役 朝本 進

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年2月16日

許可の有効年月日 令和9年2月15日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（減容固化、破碎）

産業廃棄物の種類

1 廃プラスチック類

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

減容固化施設

産業廃棄物の種類：1の1（廃発泡プラスチック類に限る。）の1種類

設置場所：門真市四宮6丁目4番、5番

設置年月日：平成23年9月1日

処理能力：0.64t／日

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の1（廃発泡プラスチック類を除き、再生利用できるものに限る。）の1種類

設置場所：門真市四宮6丁目4番、5番

設置年月日：平成25年6月29日

処理能力：1.65t／日

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の1（廃発泡プラスチック類を除き、再生利用できるものに限る。）の1種類

設置場所：門真市四宮6丁目4番、5番

設置年月日：令和元年8月9日

処理能力：1.66t／日

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 2月16日 当初許可

令和4年 2月21日 許可更新

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有